

「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

平成 26 年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

* 寒川町では申請書の受付開始は平成 26 年 7 月中旬を予定しています。

対象と思われる方へは 7 月上旬頃に申請書を郵送しますので、同封されている返信用封筒により申請してください。

支給要件

◎支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

- ① 平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む）を受給*
- ② 平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

* 平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童について、平成 26 年 2 月分の児童手当・特例給付を受ける方を含みます。

[児童手当 所得制限限度額]

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 |
|---------|---------|
| 0人 | 622 万円 |
| 1人 | 660 万円 |
| 2人 | 698 万円 |
| 3人 | 736 万円 |
| 4人 | 774 万円 |
| 5人 | 812 万円 |

- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額は、左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき 6 万円を加算した額。
- 扶養親族等の数が 6 人以上の場合の限度額は、5 人を超えた 1 人につき 38 万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは 44 万円）を加算した額。

◎対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、次の児童は対象外です。

- 「臨時福祉給付金」の対象*となる児童

* 市町村民税（均等割）が課税されていない方、または条例により市町村民税を免除された方 [市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族を除く]

- 生活保護制度の被保護者にあたる児童

<注意点>

- ・平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童については、平成 26 年 2 月分の児童手当・特例給付の対象となっていれば、対象児童に含みます。
- ・平成 26 年 1 月 1 日以後に亡くなられた児童は対象外です。

◎支給額

対象児童 1 人につき 10,000 円

1 回限りの支給となります。

申請方法

◎申請期間（予定）：平成 26 年 7 月中旬～平成 27 年 1 月中旬まで

◎提出書類：申請書（対象と思われる方には子ども青少年課から郵送します）
同封の返信用封筒にて申請してください。

*申請期間については申請書に同封する通知をご確認ください。また、町のホームページでもお知らせする予定です。

なお、申請をいただいた後、審査を行い、支給対象と認められた方に給付金を支給することになります。

給付金の受取方法

児童手当の振込口座（または申請書に記載した指定口座）に入金されます。

・原則として、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で寒川町に住民票がない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

・申請期間などは、各市区町村により異なります。

寒川町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

・「臨時福祉給付金」の対象となる場合は、子育て世帯臨時特例給付金は受給できません。別途、「臨時福祉給付金」の申請が必要となります。

◎この通知は、子育て世帯臨時特例給付金の対象・非対象に関わらず、寒川町での平成 26 年度児童手当現況届の対象者全員に送付しています。

<問い合わせ先>

寒川町役場子ども青少年課 子ども家庭担当

電話：0467(74)1111（内線 153・156）

厚生労働省相談窓口（特設コールセンター）

電話：0570-037-192